第28号
事務局だより
平成30年1月10日

（公社）喜多方市シルバー人材センター
山都町連絡所　２３-１３１３
３８-２４２７

『いいでのゆ』で新年会を開催！

一月三十日(火)多くの皆さんの参加を！

会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年も会員の皆様が、元気に、活き活きと、生きがいをもって活動できる素晴らしい年になりますよう、事務局員一同頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、新たな年を迎えて、会員同士が顔を合わせ親睦と交流を深め合う新年会を企画いたしました。

今年は、飯豊山の麓の山間にある天然温泉浴場「いいでのゆ」で開催いたします。

「いいでのゆ」は、大浴場に、源泉そのままと、源泉をろ過した無色のお湯の二種類のお湯がありますので、ゆっくり温泉に浸って、気の合った仲間の皆さんと美味しい料理、飲み物、カラオケで交流を深め合う新年会に是非ご参加ください。

期　日　平成三十年　一月三十日(火)十二時三十分～
会　場　いいでのゆ　（三九）二三六〇
参加費　三千五百円

※ 申込みは会費を添えて一月二十四日(水)まで事務局にお願いいたします。

研修会で接遇力を学ぶ！

センターのファンを増やす"気働き"術

十二月十九日、喜多方プラザ第２会議室において、人材教育会社アビット代表浅川洋子先生をお迎えし、接遇力向上(マナーアップ)研修会を開催いたしました。

当日は、あいにくの雨模様で足元が悪い中、多くの会員の皆さんが参加され、「ファンを増やす"気働き"術」というテーマの講演を聴講されました。

講演では第一印象は"一瞬"で決まること、清潔感のある身だしなみで、挨拶は、相手より先に、相手の目を見て明るく元気に爽やかに、が大事なことや、仕事は相手のリクエストを先に読んで、相手に指示される前に自分が動くこと、相手の期待値を上回る結果を出すことで深い満足を提供できること、気を配り、心を配り、気を働かせ、嫌味に感じられないよう、さりげなくさわやかに対応することに等々、当たり前のことをきちんと徹底することが大事であるとのお話がありました。

また、自分が他者に行った行動は、必ず自分に返ってくること、「こちらが明るい笑顔なら、相手も笑顔になる」「笑顔を絶やさない人の周りには、不思議と笑顔の人が集まってくる」ことから、「相手の笑顔やよい返事を引き出したいなら、まずあなたが笑顔になること」等のお話をいただきました。

浅川先生のテンポの良い深いい話に聴き入り、２時間の講演はあっという間に終了、参加者の皆さんは浅川先生の講演に感心しきりでした。

※配分金支払日　１２月分　１月３１日（水）
平成３０年１月４日現在・会員総数３６８人　　男性２５４人　　女性１１４人

♨温泉三昧、忘年会開催！♨

土湯温泉で親睦と交流深める！

十二月二十日、土湯温泉「向瀧」において、忘年会を開催いたしました。

今回は、会員の皆さんから希望が寄せられた「一泊」の忘年会を企画いたしましたが、前回を上回る三十四名の参加があり、和気あいあいの雰囲気の中、楽しく開催いたしました。

内風呂と露天風呂、露天風呂は岩風呂と檜風呂、陶器風呂等々温泉にゆっくり浸かり一年の疲れを流した後は、美味しい料理と飲み物をいただきながら、会員同士の親睦と交流を深め合い、時が過ぎるにつれカラオケに興じる会員、舞を披露する会員等々にぎやかな宴となりました。

こんなお仕事してみませんか、就業情報！

（屋外作業）

除雪作業
内　容　スコップ、スノーダンプでの除雪
配分金　１４００～１９８０円／時間
担　当　笠井

学校給食運搬作業
内　容　給食の運搬作業
配分金　１１５０円／時間（３時間）
担　当　笠井

（屋内作業）

学校用務員
内　容　校内での雑務作業
配分金　７６０円／時間（６～７時間）
担　当　大内

工場内軽作業
内　容　活性炭の袋詰め作業
配分金　８００円／時間（４時間）
担　当　笠井

※配分金は目安です

その他にも、除草作業、機会除草、清掃作業など興味のある方は事務局までご連絡下さい。

☆会員就業相談日☆

毎月第２金曜日午後三時～

○「こんな仕事に興味がある」
○「もっと仕事がしたい」
○「別の仕事をしてみたい」

などなど就業に係る相談日を設けています。
遠慮なくお越し下さい。

毎月第２金曜日、センター２階会議室で『入会説明会』を開催しています。

今後の予定
一月十二日(金)　午後一時三十分
二月　九日(金)　午後一時三十分

☆彼岸花ご予約承ります！☆

恒例の彼岸花づくりが、独自事業委員会（高崎眞一委員長）の皆さんによって進められており、間もなく最盛期を迎えようとしております。

手作りの彼岸花は、高齢により作る方がいなくなってしまう状況を何とかしようと、平成七年からシルバーセンターがその技術を引き継いできた貴重な取り組みとなっております。

会員の方々が、毎日、毎日、コツコツと丹精込めて作る繊細な彼岸花は、芸術品ともいえるもので、例年、新聞やテレビでも紹介されて注目されております。

すべて手作業のため、制作できる製品の数も限られておりますが、購入希望の予約を受け付けますので、事務所にお申し込みください。

9ツ花（大）	9ツ花	7ツ花	ミニ花
2，800円	2，300円	1，800円	1，600円

配分金収入に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりであります。

1．配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。従って、配分金収入に係る必要経費の額は、六十五万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。

2．しかし、必要経費の額が六十五万円未満の場合は、『租税特別措置法』第二十七条の適用により、六十五万円を上限として控除します。（ただし、収入金額を限度とします。）

3．公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除の申請ができます。

4．給与収入のある会員は、最低六十五万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、六十五万円から給与所得を控除した残額が限度であります。

【必要経費の額が六十五万円未満の場合の例示】

［設例］　あるセンター会員（六十六歳）の年間収入は次のようなものでありました。

①配分金収入　五十二万円（うち交通費などの必要経費十万円）

②給与収入　十八万円（無料職業紹介事業による短期就職期間の賃金）

③公的年金収入　百五十万円

(1)

（配分金収入及び給与収入に係る所得の控除）

（最低保障額）（給与所得控除額）［雑所得（配分金所得）分の最低保障額］

六十五万円　－　十八万円　＝　四十七万円

（最低保障額の残額）（配分金収入）［雑所得（配分金所得）分の特例経費］

四十七万円　へ　五十二万円　↓　四十七万円　↓　最低保障額の残額で頭打ち従って、この場合五十二万円－四十七万円＝五万円が控除後の所得となります。↓（A）

(2)

（公的年金収入に係る雑所得の控除）

百五十万円×１００％－百二十万円＝三十万円

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります）から算出してください。従って、この場合三十万円が控除後の所得となります。↓（B）

(3)

（基礎控除）

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

（A）＋（B）＝三十五万円－三十八万円（マイナスとなるのでゼロ）（基礎控除）

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

※なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、喜多方税務署にお尋ねください。（２４－５０５０）

※配分金支払調書が必要な方は事務局までおこし下さい。